

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新規）について

子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、盛岡市が子ども・子育て支援法に基づく給付を行う対象施設・事業として「確認」することとなります。

（「認可」を受けた施設等が新制度における施設型給付等の給付対象となるためには、市町村の「確認」を受けることが必要です。）

○ 給付を受ける施設・事業

特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園 ・ 幼稚園 ・ 認可保育所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業

○ 「認可」と「確認」について

	認可	確認
根拠法	認定こども園：認定こども園法 幼稚園：学校教育法 保育所・家庭的保育事業等：児童福祉法	子ども・子育て支援法
基準	認可権者が定める基準（設備・運営）を遵守しなければならない。	①教育・保育施設の区分及び地域型保育の種類に応じ、認可権者が定める基準遵守しなければならない。 ②市町村の条例で定める運営に関する基準に従い、特定教育・保育及び特定地域型保育を提供しなければならない。
財政措置	認定こども園・幼稚園・保育所 → 施設型給付 家庭的保育事業等 → 地域型保育給付	
定員の設定方法	認可権者が定める基準（設備・運営）の範囲内で認可定員を設定。	認可定員の範囲内で利用定員を設定。

【検討にあたっての視点】

- 「確認制度」は、新制度において新たに設けられたしくみであり、独自項目の追加や基準の上乗せについてどのように考えるか。